

自然科学研究機構基礎生物学研究所に設置する共通分析機器の使用に係る経費の負担に関する規則

平成18年4月1日
基研規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、自然科学研究機構基礎生物学研究所に設置する共通分析機器（以下「分析機器」という。）の使用に係る経費の負担に関する規則を定めるものとする。

(分析機器の使用に係る負担経費項目)

第2条 分析機器の使用に係る負担経費（以下「負担金」という。）の項目は、別表1に掲げるとおりとする。

(申請者の範囲)

第3条 分析機器の使用を申請することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 岡崎3機関等の職員

二 自然科学研究機構基礎生物学研究所來訪研究員取扱規則（平成16年基研規則第18号）第2条に規定する者、自然科学研究機構生理学研究所來訪研究員取扱規則（平成16年生研規則第14号）第2条に規定する者及び自然科学研究機構分子科学研究所來訪研究員取扱規則（平成16年分研規則第25号）第2条に規定する者

三 その他、基礎生物学研究所長（以下「研究所長」という。）が認めた者

(使用の申請)

第4条 分析機器を使用する者は、所定の使用申請書を研究所長に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第5条 研究所長は、前条の申請があったときは、当該使用が適当であると認める者に限り、許可するものとする。

(変更の届出等)

第6条 前条の規定により分析機器の使用を許可された者（以下「使用者」という。）が使用申請書に記載した事項について変更しようとするとき、又は変更が生じたときは、速やかに研究所長に所定の変更申請書により申し出て、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 研究所長は、使用者がこの規則若しくは研究所長の指示に従わない場合又は分析機器の使用に重大な支障を生じさせた場合には、その者の使用の許可を取り消し、又は分析機器の使用を一定期間停止することができる。

(経費の負担)

第8条 使用者は、別表2に基づき、負担金を負担しなければならない。ただし、大学共同利用機関法人自然科学研究機構業務方法書（平成16年4月1日）第32条で規定する共同利用の原則に基づき、共同利用（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第29条第1項第2号に規定する業務をいう。）の実施においては、負担金は無償を原則とする。

(規程等の遵守)

第9条 使用者は、関係法令及び指示等を遵守しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、使用申請書、変更申請書及び負担方法等は、研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年5月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年5月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年5月7日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1

負担金項目（第2条関係）

1	プラスミド自動分離装置
2	DNA自動分離装置
3	パーティクルデリバリーシステム
4	プロテインシーケンサ
5	質量分析装置
6	フローサイトメーター

別表2

負担金（第8条関係）

1 プラスミド自動分離装置

(単位：円)

区分	負担金額	備考
クラボウ PI-480・PI-50・PI-50 α 試薬	60	サンプル当たり

2 DNA自動分離装置

(単位：円)

区分	負担金額	備考
クラボウ PI-480 植物組織試薬	80	サンプル当たり

3 パーティクルデリバリーシステム

(単位：円)

区分	負担金額	備考
BIO-RAD PDS-1000/He		
(1) マクロキャリア	80	枚当たり
(2) ラブチャーディスク	260	枚当たり
(3) ストップピングスクリーン	50	枚当たり
(4) マイクロキャリア 金	380	mg当たり

4 プロテインシーケンサ

(単位：円)

区分	負担金額	備考
(1) プロテインシーケンサ (ABI Procise494HT)		
プロテインシーケンス	基本負担金	5,300 サンプル当たり
	処理残基	1,000 処理残基当たり
(2) プロテインシーケンサ (ABI Procise492cLC)		
プロテインシーケンス	基本負担金	9,800 サンプル当たり
	処理残基	1,900 処理残基当たり

5 質量分析装置

(単位：円)

区分	負担金額	備考
液体クロマトグラフ (LC-MS) 測定 (AB SCIEX TripleTOF 5600 system, Thermo Fisher SCIENTIFIC Orbitrap Elite)	330	サンプル当たり

6 フローサイトメーター

(単位：円)

区分	負担金額	備考
分析 (使用装置：フローサイトメーター (SONY Cell Sorter SH800))	処理チップ 3,200	チップ当たり
	基本負担金 4,900	1日当たり